

支援活動用資料選定基準

昭和55年3月22日館長決定

平成18年4月1日 改正

支援活動用資料は、図書館未設置町村の図書館設置促進や市町村立図書館の活動支援及び子どもの読書活動の推進を目的とし、多くの住民が利用し、読書に親しめる資料を広く収集する。

選定の基準は次の項目による。

1 共通事項

- (1) 新しい知識や情報を提供するために新刊書を中心に収集する。
- (2) 教養、レクリエーション、生涯学習等に役立つ資料を収集する。
- (3) よく読まれる読み物や利用が多く内容が優れている児童書は、複本で収集する。
- (4) 参考図書類（辞典・便覧・年鑑・統計書・人名録等）は原則として収集しない。
ただし、内容が平易で読み物となっている場合は除く。
- (5) 専門書は原則として収集しない。
- (6) 全集、講座類等は原則として収集しない。
- (7) 一つの著作が多巻になるものは慎重に検討する。

2 主題別特記事項

(1) 総記

- ア 図書館や読書に関する資料は、平易なものを収集する。
- イ 百科事典、叢書類は収集しない。
- ウ コンピュータ関係は内容が平易なものを収集する。ソフトのマニュアルや付録にCD-ROMがついているものは収集しない。

(2) 哲学

- ア 主要哲学は、平易なものを収集する。
- イ 心霊研究、相法、運命判断等の資料については、慎重に検討する。
- ウ 宗教関係は特定宗教に偏らないようなものを収集する。宗派の宣伝や特定の宗派を中傷するようなものは収集しない。

(3) 歴史

- ア 歴史学や考古学、各国の歴史は平易で内容が正確なものを収集する。
- イ 伝記は、一時的に話題になった人物や自己宣伝としての伝記は原則として収集しない。
- ウ 旅行ガイドブックは、各種料金や店の紹介等短期間で変更になるものが主の場合は原則として収集しない。

(4) 社会科学

- ア 出版点数が多く類書の多い分野なので、3年から5年程度は内容が古くならないものを収集する。

イ いわゆるビジネス書は慎重に検討する。

ウ 一時的な政治、経済、社会情勢に関するものは原則として収集しない。

エ 法律、税金、年金制度等頻繁に法律や制度が改正され、短期間で内容が古くなってしまふものは、原則として収集しない。

(5) 自然科学

ア 学問、研究の発達に伴う変化が著しく、専門的な分野なので、住民の教養や実用に役立つものを収集する。

イ 数学、化学、物理学等は平易なものを収集する。

ウ 医学関連書は家庭で役立つものを収集する。

(6) 技術

ア 道民の生活に実用的に役立つ家政学・生活科学の分野を中心に収集する。

イ 技術開発などで一時的に脚光を浴びた技術の解説書などは原則として収集しない。資格取得参考書類は原則として収集しない。

(7) 産業

ア 主要産業に関する一般的なものを収集する。

イ 道民の実際の生活に役立つ実用書を収集する。

(8) 芸術

ア 道民の教養を高めるものを収集する。

イ 高価な画集や写真集は慎重に検討する。

ウ 評価の定まっていないタレント等の本は原則として収集しない。

(9) 言語

ア あいさつや手紙の書き方など日常生活に役立つものを収集する。

イ 外国語の教本、単語集等は収集しない。

(10) 文学

ア 日本近代小説以外

(ア) エッセイを中心にルポルタージュ、詩歌、短歌、俳句等を収集する。

(イ) 文学史や研究書など読み物として平易なものを収集する。

イ 日本近代小説

(ア) 最も利用の多い分野なので、純文学、時代小説、ミステリ、SFなど幅広く収集する。

(イ) 中高生向きのヤングアダルトについても収集する。

ウ 外国文学

上記ア、イ に準じて収集する。

3 児童書

(1) 楽しく読めるもの、子どもの成長に有益なものを収集する。

(2) 抄訳や極端なダイジェスト版は慎重に検討する。

(3) シール絵本、ぬりえ絵本など利用者が限られてしまうものや電池などを使用するものは原則として収集しない。

- (4) アニメ絵本、テレビのノベライゼーションは慎重に検討する。
- (5) 総合的な学習の時間や調べ学習に役立つ図鑑・ハンドブック・統計類は収集する。
- (6) 子ども読書関係で利用できるしかけ絵本、大型絵本、エプロンシアター等を収集する。
- (7) コミック及び文庫については、内容を検討し、単行本として販売されていないものを収集する。

4 マンガ

- (1) マンガを単に表現の手段としているものは、各主題の選択基準により選択する。
- (2) コミックは内容を検討して収集する。